

地域と学校の連携・協働の促進に向けた支援の取組と市町村における地域と学校の連携・協働の組織化の方向性についての考察

石原学¹⁾・堀智考¹⁾・安藤由美子¹⁾・益川浩一²⁾

¹⁾ 岐阜県環境生活部環境生活政策課（〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1）

²⁾ 岐阜大学地域協学センター（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1）

要旨

令和元年4月に岐阜県と岐阜大学で共同設置した「ぎふ地域学校協働活動センター」では、初年度、3つの中心事業以外に、対象者を絞った3研修会を開催した。本調査研究では、その研修会の成果について考察するとともに、具体事例として岐阜市内の小学校の取組みを取り上げる。2つの検証から、地域学校協働活動の継続的発展のために、本センターの方向性の1つである、人材育成のための専門的な研修の必要性を確認した。

キーワード

ぎふ地域学校協働活動センター、社会教育、地域学校協働活動、公民館、推進員

1. 地域と学校の連携・協働をめぐる現状

岐阜県では、平成31年1月の岐阜県・岐阜大学の連携協定において、地域学校協働活動の推進を目的に、岐阜大学内に「ぎふ地域学校協働活動センター」（以下「活動センター」と呼ぶ）を共同設置することを決定し、同年4月1日から活動を開始して事業の推進に努めている。

本調査研究では、活動センター事業を運営する中で、県教育委員会や各種団体と連携して実施した研修と、地域学校協働活動の具体的事例を通して活動センターの役割や方向性について報告する。

活動センターは地域学校協働活動を推進するための「人材の育成と確保」を担っており、（1）地域学校協働活動推進員等育成研修（2）ボランティアの育成・確保（3）地域学校協働活動支援プログラムの3事業を実施している。この中心となる事業以外に、地域の要望や課題解決に向けて、次に示す対象者を絞った3つの研修会を企画・実施した。

2. 地域と学校の連携・協働の促進に向けた支援の取組

（1）社会教育委員・公民館関係者研修

社会教育法が改正され、地域学校協働活動を推進することや地域学校協働活動推進員の設置等が教育委員会に求められるようになった。しかし、市町村社会教育委員会や委員においては、法律改正の背景等についての認識は活動をとおして把握はしているが、改正の内容や進むべき方向等についてはまだまだ認識されていない現状がある。

市町村社会教育委員は県内で420人が任命されている。学校教育・社会教育関係者と学識経験者、及び各種団体の代表等で組織されているが、会議の開催数は平均3.25回／年であり、「会議の形骸化」や、「意見を施策に反映させる仕組みがない」、「活動が明確にされていない」などの課題が事務局・委員双方からあげられている¹⁾。社会教育委員には、地域学校協働活動推進員やコーディネーターとして、地域と学校、家庭をつなぐ中心的な役割や、教育委員会に対して地域と学校との連携体制づくりや協働活動の促進に向けた積極的な意見具申・提案ができるようになることが期待されている。

また、地域の人材や各種情報が集まる公民館は県内に273館あり、地域学校協働活動を推進するためには重要な役割を担うが、学校運営協議会制度や地域学校協働活動についての情報は十分ではない。「学校以外で安全・安心に協働活動を実施できる場の機能」が果たされ、「子どもの学習活動や体験活動、家庭教育支援等につながる各種プログラムを企画・運営し、地域と学校、家庭との連携を推進」することが期待されている。

両者が地域の基本的な支援の基盤となって活動が推進されることを願って、市町村社会教育委員及び公民館長・職員と教育委員会社会教育行政担当者を対象とした研修会を実施した。

① 研修概要

【ア：社会教育委員対象】

岐阜県社会教育委員連絡協議会と協力して、県内6地区の社会教育委員連絡協議会地区会長から市町村社会教育委員へ連絡・周知し、研修会を開催した。研修会は、学校運営協議会を設置して地域学校協働活動を積極的に推進している坂祝町からの事例報告と、前文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室係長（コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動担当）による社会教育法の改正やその背景を中心とした内容の講演を行い、各市町村における事業企画・推進に参考となるよう企画した。

- a 主催 岐阜県社会教育委員連絡協議会（共催：岐阜県公民館連合会）
（協力：ぎふ地域学校協働活動センター）
- b テーマ 「地域学校協働活動の効果的な進め方」
- c 会場 加茂郡坂祝町中央公民館（加茂郡坂祝町黒岩）
- d 日時 令和元年8月27日（火） 13：00～16：30
- e 内容 実践報告「坂祝町の実践発表」
発表者：坂祝町教育長 高橋正郎 氏 CSディレクター 宮内智鶴子 氏
講演「地域よし、学校よし、子供よし」
講師：山口県教育庁義務教育課やまぐち型地域連携教育推進班主査
相田 康弘 氏
（前文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室係長）
- f 受講者 127人
- g アンケート結果 （※回答者65名 回答率51%）

実践報告

○学んだこと、考えさせられたこと

- ・幼児期からの一貫した取組（20）
- ・周到な準備とスタートまでの歩み（7）
- ・地域における話し合い（4）
- ・当事者意識（4）
- ・メンバーの人選・他団体との関係（3）

○今後取り組んでいきたいこと

- ・学社融合（8）
- ・各団体への説明方法（7）
- ・人選をいかに行うか（5）
- ・行政の理解をいかに得るか（4）
- ・めざすものを明確にする（4）

○もっと知りたい、学びたいこと

- ・意識の変容・これからの変容（9）
- ・無関心な方への対応（4）
- ・実行までの準備の具体的な歩み（3）
- ・めざす姿・具体的な取組や内容（3）

講演

○学んだこと、考えさせられたこと

- ・明確な目標と共有（20）
- ・地域へのわかりやすい説明（8）
- ・「協働」のとらえの共有（8）
- ・対話・協議（6）
- ・社会の変化・子ども達の未来（5）

○今後取り組んでいきたいこと

- ・基本的な考え方の共有（14）
- ・目的・目標の明確化（10）
- ・学校への働きかけ・方針の理解（7）
- ・「協働」の本質を踏まえる（5）
- ・地域との積極的な関わり（4）

○もっと知りたい、学びたいこと

- ・実際の具体例（11）
- ・学校・地域の合意形成（10）
- ・10年後の教育（4）
- ・コーディネーターの資質（3）

（自由記述式：内容を整理し、記載した人数の多い内容から順に5項目（※2人以上の記載があるもの））

【イ：公民館長及び公民館主事対象】

岐阜県公民館連合会と協力して、県内各市町村教育委員会を通して、所管する公民館長及び公民館主事に連絡・周知し、研修会を開催した。

岐阜県内の多くの地域は、人口減少や高齢化、貧困問題、地域の担い手の減少、つながりの希薄化やそれに伴う高齢者や若者の社会的孤立等、様々な課題に直面している。公民館には、従来の役割に加え、持続可能な地域づくりや共生社会の形成、地域活性化・まちづくりの拠点、防災拠点など幅広い役割が期待されている。また、改正された社会教育法では、地域学校協働活動の推進が求められており、地域においては公民館がその中心的な役割を担うことが期待されている。研修は、地域事情が岐阜県と似ている文部科学省優良公民館表彰受賞館から、先進的な活動をしている公民館の運営者を講師に招き、各市町村公民館運営の一助となるような内容で企画した。

- a 主催 岐阜県公民館連合会（共催：岐阜県社会教育委員連絡協議会）
ぎふ地域学校協働活動センター
- b テーマ 「地域学校協働活動における公民館の役割」
- c 会場 岐阜県図書館 2F 研修室（岐阜市宇佐）
- d 日時 令和元年11月13日（水） 13:30～16:00
- e 内容 講演1「地域の人財を公民館・学校、そして、地域の応援団に」
講師：前滋賀県竜王町公民館長 関川 雅之 氏
（竜王町地域学校協働本部統括マネージャー）
講演2「公民館の可能性を信じて ～学びのカフェ物語～」
講師：広島県大竹市玖波公民館 河内ひとみ 氏
- f 受講者 60人
- g アンケート結果（回答者42名 回答率70%）

講演1

○学んだこと、考えさせられたこと

- ・学びを地域に還元する、地域の人財を生かすという明確な目的と工夫（14）
- ・講座とカルチャーセンターとの違いを明確にした体験型講座を実施、自主事業につないでいく手法（12）
- ・組織や体制（統括マネージャー、コーディネーター）が確立している（8）
- ・学校、公民館が無理なく互いにプラスになる試み、継続力（5）
- ・学校の意向を聞き、精選する（3）

○今後取り組んでいきたいこと

- ・学校の希望を公民館へつなぐ（9）
- ・体験型講座の開設とサークル移行（8）
- ・学校と公民館双方が協働できる内容の吟味と整理（7）
- ・体験型講座の開設とサークル移行（8）
- ・学校と公民館双方が協働できる内容の吟味と整理（7）
- ・中学生のボランティアやコーディネーターの育成（5）
- ・学びを生かす具体的な取組を社会教育の場で実践できるよう保障（5）

○もっと知りたい、学びたいこと

- ・運営協議会の中での事業の広がりの実態、地域学校協働活動の違い（4）
- ・コーディネーターの発掘、学校との連絡調整（4）
- ・学校と公民館が双方向でできる協働活動の内容（3）
- ・ボランティアの個人差への対応（3）
- ・学校の意向確認、依頼の仕方（3）

講演2

○学んだこと、考えさせられたこと

- ・新しい様々なアイデア・発想・戦略、実践力・行動力、企画力（26）
- ・志の高さ（12）
- ・男性の参加増、町民を巻き込んだ参加型交流の推進（6）
- ・地域課題をしっかりとらえ、改善を図る仕組みづくり（6）
- ・展望をもち、地道な積み重ね（6）
- ・タイムリーな企画や題材（5）

○今後取り組んでいきたいこと

- ・小さなことから地道に行い、結果をすぐに求めず、ぶれない（9）
- ・公民館に人が集まる（人と人をつなぐ）企画の実施（7）
- ・公民館のテーマソングや「くばコレ」など地域づくりのアイデア（6）
- ・自身のまちの良さを見つめ直し、自信と誇りをもつ（5）
- ・青年を対象とした講座、地域課題を洗い出す講座の開設（5）

○もっと知りたい、学びたいこと

- ・中学生をはじめ、特に20～40代の世代が公民館に足を運んでもらうにはどうするか（5）
- ・たった一人でここまで粘り強く行うことができた生き様（4）
- ・公民館と地域の連携づくり（2）

（自由記述式：内容を整理し、記載した人数の多い内容から順に5項目（※2人以上の記載があるもの））

② 考察

研修アのアンケート回答では、「中長期的な事業計画の大切さ」や「事業の目標共有の必要性」について挙げられている。これは、「社会教育委員としての活動」そのものに対して、委員自らが感じている「現状の課題」と置き換えて回答されていることも可能性として含まれており、市町村事務局と共有していく必要がある。

また、自発的な地域学校協働活動を推進することの意義についての記載も多く、当事者意識を大切にして取り組まなければならないことについての理解はある程度深まった。しかし、市町村

における社会教育委員の具体的な活動場面が設定されないと、地域と学校の連携に委員が寄与できないことも想定されるため、市町村事務局に具体的な情報提供をしていく必要がある。社会教育委員自らが当事者意識を持ち、地元での活動を基にして提言等を実施できるようにすることが、社会教育委員の役割の明確化につながり、やりがい高め、ひいては地域の活性化につながる。

研修イのアンケート回答では、公民館の本来の役割である「地域住民の学びの場」についての大切さを再確認する記載が殆どであった。公民館の担うべき役割を確認したことで、活性化の一助となればと願いたい。公民館の職員体制や予算等については十分ではないが、組織や体制を整理することや以前から取り組んでいたことの視点を変えることで大きな力を発揮することができるという理解されている。講師の実践内容もすばらしいものであり、参加者の満足度も高く、意義ある研修となった。

しかし、別の見方をすると、公民館の大切な機能である住民の学習活動が計画的、意図的になっていないこと、継続性だけでなく発展性も大切にする必要があることも読み取れる。日常的な公民館運営だけでなく、地域学校協働活動のように市町村行政の動きを踏まえた活動については公民館活動の柱のひとつとして活性化につなげたい。

また、研修で先進事例を学びたい、具体的な事例が知りたいという回答は多いが、それぞれの地域事情は異なり、学んだことをそのまま実施することは難しい。実態に合うように工夫・改善するための助言・支援が必要であることを研修及び活動センター事業の市町村支援をとおして実感する。

(2) 学校関係者研修

岐阜県では、社会教育法で定める「地域学校協働活動」については環境生活部環境生活政策課(活動センター)が所管するが、地教行法で定める「学校運営協議会制度」については、教育委員会学校支援課が所管している。そのため、県における事業推進、市町村教育委員会の事業推進に関する指導助言等について、総合的に行えていない現状があり、課題となっていた。

文部科学省の組織改編・国の補助事業推進における一体化や今後の地教行法附則による見直し(令和4年度)等を踏まえ、学校教育と社会教育の両担当課が一体的推進を図ることとし、県教育委員会と活動センターの共催事業として学校関係者への研修を企画した。

学校(関係者)においては、教育委員会や学校教職員、社会教育委員や地域団体、住民等との調整や意見交換・情報収集により、下記のことを課題として捉えた。

○地域との連携は、学校のアプローチにより連携が図られていると認識している。

→ 地域との連携は十分に行えている。これ以上の地域との連携は学校の負担(感)が大きく、働き方改革にもつながらない。

→ 学校を核とする取組が少子高齢化や人口減少社会に対応する地域づくりにつながっていくところまで役割を担えない。

○学校評議員制度から学校運営協議会制度へ移行することによる、学校の変化や教育活動への効果や影響についての認識があまり十分でない。

→ 教育の主体は学校であり、責任も学校にある。地域からの意見も学校評議会等をとおして学校教育に反映されている。

→ 学習指導要領の示す「社会に開かれた教育課程」を学習内容や方法から考えて、学校以外の教育力の活用や、マネジメントにまで広がらない。

そのため、研修対象者を管理職及び学校の運営に携わる教員として、学校のもつ社会的な役割と、学習指導要領との関連をもとにしたこれからの教育に求められることを中心とした内容で研修会を企画した。

① 研修概要

- | | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| a 主催 | 岐阜県(ぎふ地域学校協働活動センター)・岐阜県教育委員会 |
| b テーマ | 「地域に開かれた学校から地域とともにある学校へ」 |
| c 会場 | 【午前】瑞浪市産業振興センター (瑞浪市上野町)
【午後】岐阜大学サテライトキャンパス (岐阜市橋本町)
飛騨サテライト会場：飛騨総合庁舎 (高山市上岡本町) |

- d 日 時 令和2年1月27日(月) 9:30~11:30 14:00~16:30
- e 内 容 講演「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の未来」
講師：山口県教育庁義務教育課やまぐち型地域連携教育推進班主査
相田 康弘 氏
(前文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課地域学校協働活動推進室係長)
- f 受講者 午前の部 93人 午後の部 60人(飛騨サテライト会場15人)
合計 168人 (内訳：教委等：61人 学校管理職：100人 教諭等：7人)
- g アンケート結果 (回答者143名 回答率85.1%)
- Q：研修を受講して学校運営協議会制度・地域学校協働活動に対して、理解が深まったこと(複数回答可)

項目	意義	仕組み	具体やイメージ	自校の見通し	学校と地域の連携	学校運営効果	働き方改革の効果	その他
回答数	127	90	77	34	103	55	9	3
割合	88.8%	62.9%	53.8%	23.8%	72.0%	38.5%	6.3%	2.1%

○主な意見【内容的な要素】

- ・様々な言葉の関係性や意味が全体像としてつながり、明らかになった。
- ・目的や目標の共有が必要であると感じた。
- ・学校・教頭としての立ち位置を明確に理解できた。
- ・地域側からどう見えるかという視点が新鮮であった。

○主な意見【対応・姿勢的な要素】

- ・疑問に思っていたことが明確になった。考えが全く異なっていたことに気づいた。
- ・学んだことを自分の言葉で説明できるようにしたい。
- ・学校運営協議会に移行するちょうどよい時期に話が聞けてよかった。

○主な意見【不安要素】

- ・軌道に乗るまで教頭の仕事が増え大変な時期を乗り越えなければならないと不安になった。
- ・立ち上げから動き出すまでの具体的な例や注意点について研修したい。
- ・地域学校協働本部の説明や県や地区の方向性も示してほしい。

② 考察

研修については、十分に講師と事前打ち合わせを行い、学校や地域の課題と背景、法的な根拠、学校と地域の認識の違い等を、「しくみ」と「子ども」という学校と地域の共通の視点から考える内容とした。対象を管理職中心としたため、概要についての理解は進んでおり、研修に対する満足度も高く(4段階評価：4と3で96.5%)、効果的であった。しかし、理解は深まったが、実際の実施に向けての具体的な不安も示され、今後の活動センター研修の必要性も明らかとなった。市町村教育委員会の学校運営協議会制度・地域学校協働活動に対する取り組み状況は、図1に示すとおりであり、すでに「実施している」「現在計画中」「今後検討する」と、市町村の教育委員会や教員の理解や認識が異なるため、進捗状況に応じた研修内容の工夫を要する。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進に当たっては、学校側に「学校内の組織体制と協働文化の構築」「学校の教育力を向上させるための工夫」「学校関係者が持つ専門性やネットワークを生かした学校経営」等が求められる。学校運営協議会制度をより充実させるためにも、学校としての事前準備が必要であり、そのための研修を充実させる必要がある。

図1：コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施調査
(2019.5 文部科学省調査)

岐阜県の状況

学校運営協議会設置

2019年度	2021年度予定
260 / 543校 (47.9%)	348 / 543校 (64.2%)
23 / 42市町村 (54.8%)	29 / 42市町村 (69.0%)

地域学校協働本部設置

2019年度	2021年度予定
121 / 543校 (22.3%)	176 / 543校 (32.5%)
9 / 42市町村 (21.4%)	17 / 42市町村 (40.5%)

地域学校協働活動推進員配置

2019年度	
85 / 543校	(15.7%)

3. 市町村における地域と学校の連携・協働の組織化の方向性

活動センターの地域学校協働活動推進員等育成研修は、推進員としての知識・技能の習得を中心に据えている。しかし、それぞれの活動の場となる市町村や校区の状況は異なり、推進員としての活動内容は様々となる。推進員に期待される役割等を、具体事例をもとに考察する。

事例：岐阜市北部地区 市立A小学校

(1) 地域の状況

- ・校区は、田園地帯が急速に都市化し、児童は古くからの集落と年代層の同じ世帯の大規模団地、急激な宅地化に伴う転入家庭が各1／3で構成されている。
- ・『ふるさと』という地元意識が薄く、地域住民の交流や自治会加入率は低調で、地域のつながりの弱さを危惧している」という住民からの声がある。

(2) 組織

A小学校区の学校運営協議会と地域学校協働本部(支援推進委員会)は、図2のようになっている。本部は、地域の活動団体等の代表で組織され、基本的には地域学校協働活動の事業ごとに、それぞれの団体等が担当し、推進員(支援推進委員長・副委員長)とともに、学校と調整して事業を実施しており、大きな事業に際しては全体会で情報共有がなされ、スタッフ等については協力体制ができている。

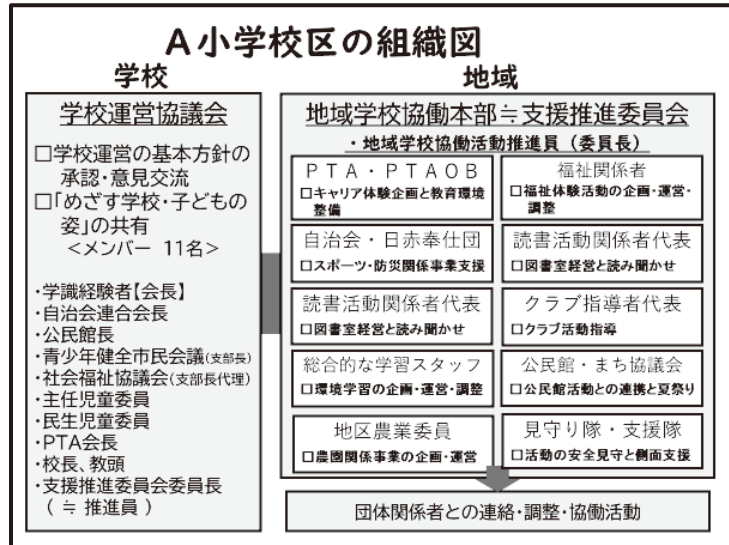


図2：学校運営協議会と地域学校協働本部

(3) 学校運営協議会と地域学校協働活動

学校運営協議会を中心に企画し、地域学校協働本部(支援推進委員会)が実施した活動については、下記のように願いを共有している。

○願い「ふるさとを語れる子どもを育てる」

※顕著な自然や歴史、文化がないため、ふるさとを「そこに暮らす人の営み」と定義。地域：学校や地域活動、地域課題に目を向け、(当事者として)主体的に協力し、地域学校協働活動を推進するとともに、活動に参加する人を増やす。

学校：児童の学校生活が充実すると共に、自分たちの地域(ふるさと)やそこに生きる人を大切にできるように、地域を教材とした感謝の気持ちや、人との繋がりが深まる活動を積極的に推進する。職員の勤務に際し、新たな負担を増やさず、協働の仕組みの中で実施する。

(4) 具体的活動事例

①「地域と一緒に防災訓練」(学校防災教育と自治会活動の連携)

- ・防災体験や啓発だけでなく、地域の人と顔の見えるつながりができるように、自治会と協力して「防災訓練の日」を2年毎に実施する。
- ・校区では水防団、消防団、日赤奉仕団等の活動が熱心に行われているが、地域住民にはあまり認知されていない。体験だけに終わらないよう地域を支える人の営みが地域住民や学校に具体的に伝わるよう工夫して取り組む。

【各地区避難集合場所から住民と避難】

保護者→自治会の存在意義を示すことができた。

地域→自治会には、保護者の自治会加入率の低さで住民の把握ができていない

という課題が明らかになった。

【全体訓練（救出訓練・消火訓練参観）】

【参加団体訓練活動に全校児童が参加】

高学年：水防団の土嚢作り訓練・日赤奉仕団の応急処置訓練

中学年：各種消火訓練

低学年：避難所体験、防災設備・防災倉庫見学

【防災食の昼食】 ※ここからは学校だけの企画

【学校プログラム】

高学年：通学路D I G訓練 低・中学年：防災講話・防災ゲーム

児童 → 防災意識を高めるだけでなく、力を合わせる「地域の人」を知る。集団登校ではなく、自治会の避難場所から地域の人と学校に避難（登校）する。

自治会→ この企画に消極的であったが、終了後の評価は高かった。

【活動協力】 行政等：消防署 市役所

地域団体等：自治会 消防団 水防団 日赤奉仕団 女性防火クラブ 防災士

【推進員の役割】 防災訓練実行委員会の組織化と運営、関係機関への依頼、関係団体と学校のそれぞれの活動のねらいの確認及び周知、各自治会との役割の確認、関係団体の活動内容調整、学校との時間枠調整



写真1 防災訓練の様子

②「環境を守る～『産業廃棄物不法投棄事案』を題材に～」

- ・重大な環境破壊として全国的に有名になった「産業廃棄物不法投棄事件」が発覚して12年、終結宣言から3年が経ち、平穏が戻ってきた。校区自治会が中心となって、国や市に働きかけて解決につなげてきた経緯がある。
- ・4年生 総合的な学習の時間・社会「水源を守る」をテーマに環境学習として教材化。
- ・地域の環境を守るための運動を進めてきた人たちは、10年以上が過ぎた現在も運動を「現場から校区（水源地）に流れこむ河川の水質調査」という形で、毎月継続して行っている。
- ・事件は「負の遺産」であるが、その解決に取り組み、今も活動を続けている人々の営みは「地域の財産」であり、地域と学校で協力して教材化に取り組む。

【事件の概略と住民の取組をつかむ】（※地域住民の協力）

- ・校区内で起こった事案について、問題の解決と環境浄化に取り組んだ地域の方から、事件の概要と解決までの歴史を学ぶ。

児童 → 自分たちが暮らすふるさとで、環境を脅かす大きな事案と地域住民の解決に向けた取組があったことを知り、驚きを持って受け止める。

【事件現場に立ち校区を見る】（※市役所環境事業部の協力）

- ・不法投棄の現場から、ふるさとを眺める。

児童 → 自分たちの生活する地区が、現場の下流に位置することが分かるとともに、市行政の環境改善に向けた取組を知り、安心感をもつ。

【水質調査に同行する】（※市環境推進協議会の協力）

- ・不法投棄現場の環境保全上の問題が解消した後も、万が一に備えて、現場から校区の水道水取水地（水源地）に向かって流れる河川の水質調査を続けている地域の方々に児童が同行して、水質検査をさせていただくと共に取組を継続してきた人々の思いを知る。

児童 → 今まで地域の安全に尽力してきた故郷の人々に感謝の思いをもつことができるとともに、自分の生き方を考えはじめる機会となる。

【新水道施設建設現場を見学する】（※市役所上下水道事業部の協力）

- ・市の施策として、校区の水道水として長良川の伏流水を導入するため、新たに建設してい

る「配水池」と現在の「水源地」を比較しながら見学し、暮らしを支えている市役所の仕事を学ぶ。

児童 → ふるさとの暮らしを多くの人が支え、守っていることに気づき、地域の一員としての自覚をもつことにつながる。

【活動協力】 行政等 : 市役所環境事業部・上下水道事業部 市環境推進協議会

地域団体等: 安全見守り隊 自治会 有志住民

【推進員の役割】 市役所関係各課、学校及び支援団体と授業の指導内容及び実施時間の調整



写真2 地域環境学習の様子

③「学校農園」(体験を中心とした地域の人とのふれあい活動)

- ・地域の「子どもたちと一緒に活動したい」という願いを受け、正門前の休耕田を借り受け、5アールの学校農園を開設し、サツマイモの栽培を行う。
- ・農園担当40人の支援を受け、低学年は総合的な学習の時間(教育課程内)、中高学年は休み時間(教育課程外)を使い「苗植え」「水やり」「収穫」「収穫祭」の4活動に参加する。
- ・収穫祭は焼き芋づくりを昔ながらの稲作後の燻炭づくりとともに進行。

【児童の学習・地域学校協働活動は7か月間の取組】

- 準備の状況(地域住民の協力の様子)等を常に映像ニュースで全校児童に知らせ、「見えない部分」を見せることに努めて「地域の人への支え」「感謝の思い」を意識させる。
- 収穫したサツマイモ2000個は学校農園で粃焼き・薪焼の2方法で焼芋を作り、その場で全校児童が食べられるようにする。
地域 → 昔ながらの体験を楽しむ児童の姿に、夜中ら準備にあたった支援者の方々も苦労が充実感に変わるすてきな時間となる。
- 粃殻燻炭作りで焼芋を行うため「田植～稲刈の学習」も同時に進める。
児童 → 多数の地域の人と継続的な交流ができた。
本物の体験活動が生みだす、児童の生き生きとした喜びの姿がある。
地域 → 支援者の輪が地域全体に大きく広がった。本物の体験活動が生みだす、児童の姿を見守る支援者の笑顔がすばらしい。

【活動協力】 行政等 : 市農業委員会 農業協同組合

地域団体等: 農業委員 農業推進員 地主 消防団 山林組合 女性団体

【推進員の役割】 関係機関への依頼、農業委員会と学校の教育課程との関連確認、栽培支援計画の調整と進捗状況確認、学校との時間枠調整、関係者との準備確認 等



写真3 学校農園活動の様子

④「地域の人による図書室運営」

- ・読書活動の充実を図りつつ、毎朝の図書室運営を地域学校協働活動として地域に委嘱する。
- ・読書サークル等の団体が企画して定期的に読み聞かせを運営する。
- ・図書室の環境整備、掲示等に、普段から多くの地域住民・保護者が参画できるようにする。

- 児童 → 教員以外の大人と接する機会が増え、認めてもらえる環境等ができる。
- 教員 → 結果的に朝の多忙な時間帯に児童に付くことができ、指導に専念できる。
- 地域 → 団体活動の実践の場となるとともに、児童と楽しくふれあうことができる。
集団登校時に同行できる。

【活動協力】地域団体等：公民館 読書サークル
ボランティア

【推進員の役割】団体との調整、参加者募集



写真4 図書室運営の様子

⑤「地域活動団体・公民館のクラブ・サークル講師や会員による地域学校協働活動・授業協力」

- ・公民館サークルによる合唱（音楽）や絵手紙、習字の指導支援を計画的に授業に位置付ける。
児童の活動に必然性をもたせ、公民館で実施する各種つどい、サークル発表会、文化祭等の機会を見つけて発表等を位置付けるなど、双方向の取組とする。

児童 → 教員ではない視点で指導や励ましを受けることができる。

地域 → 公民館活動の活性化ややりがいのあるクラブ・サークル活動へ発展する。

- ・「見守り隊」を組織し、登下校時と子どもたちが学校外の活動に出るときは同行・ポイントでの見守りで安全安心を支える。

学校 → 学校外での安全が飛躍的に高まる。

地域 → 健康づくりのウォーキングを兼ねた同行と地域拠点での見守り交流ができる。

- ・「高齢者女性団体」による参観日の託児や各種活動で準備協力や児童の活動支援を行う。

地域 → 世代を超えた交流等による生きがい、若い保護者にとっての支援とする。

【活動協力】地域団体等：公民館 各種活動団体 ボランティア

【推進員の役割】公民館職員・活動団体との指導・支援内容の確認 学校との授業日程の調整



写真5 公民館活動団体による授業・授業支援の様子



写真6 託児支援や見守り活動の様子



⑥「放課後子ども教室」

- ・下級生と上級生の下校時間に差がある日に、図書室で「自主学習の場」を運営する。
- ・地域住民・大学生等の協力を得て、上級生の下校時間まで自主学習を行う。

学校 → 学習支援だけでなく、上級生と一緒に下校でき、児童の安全性が高まるとともに、働く保護者の支援になる。

地域 → 地域住民のやりがいや、教職を目指す大学生の資質向上につながる。

【活動協力】行政：教育委員会 地域団体等：ボランティア(大学生)

【推進員の役割】業務支援事務 ボランティア等の募集 学校との参加児童の連絡・調整



写真7 子ども教室の様子

⑦保護者の協力によるキャリア教育（職業体験）やPTAOBによる教育環境整備支援活動

- ・10種類の職業体験ができるドリームワークを参観日に実施する。
- ・学校の教育環境整備を企画運営する。

学校 → 教員では準備できない企画による体験や教育環境を児童に提供できる。

地域 → 専門性を生かした協力と、集うことで地域でのネットワークづくりとなる。

【活動協力】 地域団体等：P T A 行政機関 地域企業

【推進員の役割】 外部講師等との交渉 活動内容・予算事務処理 学校との内容調整 等



写真8 職業体験の様子

(5) 考察・分析

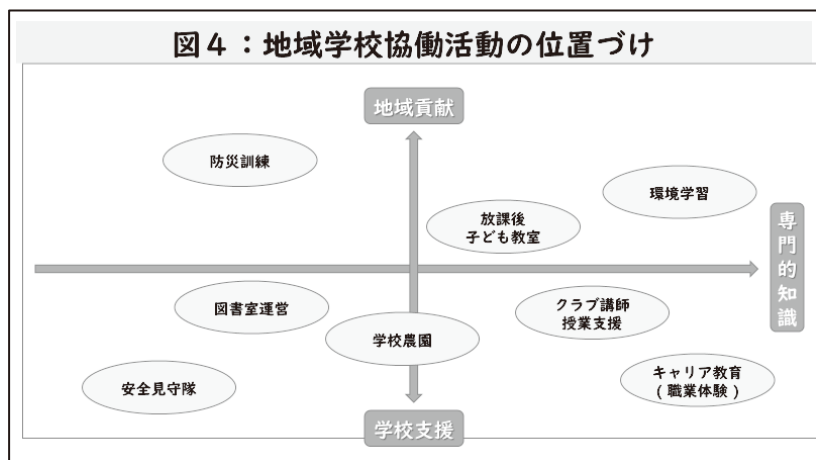
社会教育法で定義される地域学校協働活動は、活動の仕組みや考え方は明確にされているが、教育活動に地域の方の協力を得ることはすでにほとんどの学校で取り込まれている。「子どものために」という学校からの依頼は、団体でも個人でも、心情的に協力を得やすい。多くの人の参画を得て、地域が主体となる持続的な活動として育てていくためには、その活動の願いを確認する必要がある。学校での活動に参加した人たちにとって、地域や職場とは異なる自己有用感を得てやりがいにつながっている。「子どものために」という依頼は、多少の困難や苦労があっても、地域住民にとっては協力しやすく、結果的に住民のつながりを深め、社会教育活動や地域づくりの充実につながってきている。祖母世代の女性たちが学校で積極的に活動したことは、男性の参画にもつながり、協力・参加させてほしいという祖父世代の団体からの依頼もくるようになった。

自治会を中心に各種団体と議論を経て実施した地域防災訓練の実績は、まちづくり協議会が実施する地域の夏祭りの企画にも変化を及ぼし、小さな子どもを中心に住民が楽しめる企画を協議会と中学生が企画運営するようになったり、途絶えていた神社の祭礼を復活させる取組になったり、地域の活性化につながりつつある。社会教育施設である公民館が学校とつながることで双方向の活動が生まれ、必然ができることで、地域課題の解決とまではいかないが、公民館活動の活性化にもつながる。これは、公民館が学校の教育活動の内容を理解したうえで、協働体制づくりの工夫や配慮をしたことによる。学校が地域とつながりやすい環境を整えるだけでなく、地域が学校とつながりやすい環境を作ることの大切さを示している。公民館は地域住民側の活動場所であり、助言や協力を得られる公民館主事の存在も大きな役割を担っている。

図3に示す①～⑦の具体的事例は、すべて中心となって活動する団体や組織があり、それぞれの活動を行っている。推進員は、その中核となる人たちと学校を結びつつ、活動内容を吟味しながら調整を図る。教育課程内の活動は、指導者である授業者(担任)との打ち合わせまでを確実にやり、関わる人たちと共有することが求められる。教育課程外の活動については、時間の枠や子どもの動きを学校の代表と調整することで実施可能となり、学校外の活動については募集や連絡調整が役割となる。学校の教育計画や指導内容との関連について、ある程度の経験や知識があるとより良いコーディネートができる。地域学校協働活動が盛んになるにつれて、図4で示すような専門的知識が必要となる活動も多くなり、情報収集や人脈が必要となる。また、地域づくりや地域貢献的な活動は、学校や子どもが関わりやすい設定が必要となる。求められる推進員がどこの地域にもいるわけではなく、活動を重ねたり、研修に参加したりすることで育っていくことが期待される。

図3：地域学校協働活動と学校教育の関連

学校内の協働活動			学校外の協働活動
課程内	課程外		
② ⑦	④	⑥ ⑦	
① ③			
⑤			



(※前文部科学省地域学習推進課 相田康弘氏による分類様式)

地域が学校を核として活性化するためにも、地域学校協働活動(学校支援)に多くの地域住民が参加でき、集まった地域住民が社会教育としての地域課題を解決する地域づくり活動にまでつながっていくためには、適切な課題の設定も重要となる。推進員には、学校関係者や行政担当者等と連携するための知識や情報、活動を広げるために他事例から学ぶ機会等が求められるので、活動センターとして段階に応じた支援や研修を行う必要がある。

5. まとめ

地域学校協働活動推進員候補者には、市町村を代表して統括(的)推進員の役割を期待されている人も多く、学校区単位で活躍する推進員及び推進員の役割を担う人材の育成が望まれる。

市町村ごとの地域事情があり、地域学校協働活動を市町村や大きな地区単位で組織化するところもあれば、事例で示したような学校区単位で組織化されるところも多い。推進員の育成については、その担う役割により様々な内容に対する研修が求められる。現在、研修として実施している基礎的なスキルの他、地域で未来の推進員や支援者をコーディネートする役割も求められる。また、多くの他地域の事例を学び、実情に応じて取捨選択しながら取り入れられる内容を事業化することができるような学びも必要となる。活動センターには、学校区をまとめた市町村域の地域学校協働活動推進に向けた見通しをもちながら、人材発掘・人材育成のできる統括(的)推進員を育成するための専門的な研修も求められる。併せて、学校職員に対する研修を、教育委員会と連携してさらに推進する必要がある。学校運営において、教職員は教育における地域連携の価値をはっきりと認識しているが、学校教育ですべてを学ばせることが重視されてきたため、準備の負担等に対する抵抗感がある。考え方が整理されれば学校運営協議会制度と地域学校協働活動は本来の意味での「社会に開かれた教育課程」につながるものであり、学校の働き方改革の大きな推進力となることを理解して、事業の推進に努めたい。

学校運営協議会が設置されても、実際の活動を担う地域学校協働本部等が設置されないと、学校の負担が増えて本来の願う姿の実現には至らないことが容易に想像できる。市町村における学校と地域の連携・協働の組織化を推進する場合、地域と学校任せにして組織の枠づくりを先行させると、地域学校協働活動が継続・発展しないことが予想される。文部科学省の示す「熟議」はもちろんであるが、組織的な動きをつくらないと、校長や学校運営協議会長が交代するたびに方針が変更になったり、活動が形骸化したりすることは当然予想されることである。そのためには、学校や地域に対して、市町村(教育委員会)は、基本方針を学校や関係者だけでなく、学校や地域に広く周知し、示す必要がある。地域全体が自分事として「関心をもつ」ことが事業の成否につながると認識しているからこそその情報発信となっている。

また、地域学校協働本部またはその役割を担う組織に活動費等の予算が確保されていることが必要である。ボランティアや善意によって成り立っている地域住民による学校との協働活動は、学校の負担を増やすことにつながり易い。予算措置と、学校職員の負担増を防ぎ、活動を継続性のあるものにする地域学校協働活動推進員の設置は、市町村(教育委員会)の重要な役割として捉えたい。

注) 〓岐阜県社会教育委員の会「もっと知ろう!社会教育委員」 H28.8

<参考文献・資料>

- ・文部科学省「コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくり～」。
- ・井上昌幸「地域学校協働活動をすすめるために④～地域での活動を目指すには～」(2019-7『社会教育』)。